

令和元年10月18日

令和元年度（第73期）司法修習生採用選考申込者 各位

司法研修所事務局長

令和元年度（第73期）司法修習生の修習開始等について

（事務連絡）

あなたは、11月27日付けで最高裁判所から司法修習生を命ぜられると、少なくとも1年間、司法研修所長の統轄の下に、司法研修所及び配属府会（配属される裁判所、検察庁及び弁護士会をいう。）において修習することになります。

修習開始に当たりお知らせする事項は下記のとおりですので、留意してください。

記

1 修習日程

別紙1「第73期修習日程」のとおりであり、各修習区分ごとの日程等の詳細は、次のとおりである。

(1) 導入修習

導入修習は、令和元年12月5日（木）から同月25日（水）までの間、司法研修所において行う。導入修習のカリキュラムの順序は、実務修習地に応じて分けられる班（A班、B班）によって異なる。詳細は、別紙2「第73期導入修習日程予定表」のとおりである。

なお、A班の司法修習生は、東京、立川、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津及び和歌山を実務修習地とする者であり、B班の司法修習生は、それ以外の地を実務修習地とする者である。

(2) 分野別実務修習

分野別実務修習は、令和2年1月6日（月）から同年8月13日（木）までの間、配属庁会の裁判所、検察庁及び弁護士会で行う。

司法修習生は、配属庁会において複数の班に分かれて修習する。詳細は、別紙3「令和元年度（第73期）司法修習における実務修習順序について」のとおりである。

なお、分野別実務修習開始の集合日時・場所は別紙4のとおりであるので、注意する。

（3）選択型実務修習及び集合修習

分野別実務修習終了後、配属庁会における選択型実務修習と司法研修所における集合修習を行う。

選択型実務修習及び集合修習の修習順序は、上記のA班、B班によって異なる（別紙1参照）。

2 導入修習に関する留意事項

（1）初日の集合日時、場所、カリキュラム日程

12月5日（木）は、カリキュラム開始前に開始式（司法研修所長挨拶等）を行う関係から、2日目以降の集合時刻とは異なり、午前8時50分までに集合する（時間厳守）。

事前に別紙5の教室案内図を確認の上、当日は、西館1階ロビーで、各出席簿への押印を行い、各自の組の教室に入室し、当日掲示する各教室の配席図に従って自席に着席する。開始式に向けたその後のスケジュールは当日連絡する。

開始式終了後のカリキュラム日程は、別紙2のとおりである。

（2）初日に持参するもの

- ア 印鑑（スタンプ式は不可）
- イ 筆記用具
- ウ 六法
- エ 司法修習ハンドブック（別途送付）

オ 修習生活のオリエンテーション（別途送付）

カ 当日のカリキュラム使用教材等（持参教材等は別紙6のとおり）

(3) 2日目以降のカリキュラム日程、出席簿への押印

2日目以降のカリキュラム日程も、別紙2のとおりである。

カリキュラム開始時刻にかかわらず、出席簿への押印は午前9時45分に締め切るので、注意する。

(4) 通所について

公共交通機関を利用して通所する者は、時間に余裕を持って登庁する。特に、和光市駅前から運行されている路線バスは混雑や遅れが予想されるので、注意する（「和光市駅からの通所方法について」参照）。

(5) 入寮について

入寮を許可された司法修習生は、12月4日（水）午前11時から午後4時までに入寮手続を行う（詳細は別途通知する。）。入寮期間中に遵守すべき規律は追って通知するが、司法修習生としての品位を保った生活をするように心掛ける。

(6) 食堂の営業時間について

食堂は、図書館棟2階にあり、営業日は、12月5日（木）の昼食から同月25日（水）の夕食までの平日のみ利用できる。

司法修習生の利用する食堂及び営業時間は、次のとおりである。

	食堂名	営業時間
昼食	第1食堂	午前11時30分から午後1時まで ただし、12月9日及び10日は、午前11時30分から午後2時まで
夕食	第2食堂	午後5時30分から午後7時まで

(7) 売店及び書店の営業時間等について

図書館棟1階に売店及び書店がある。営業日は月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）で、営業時間等は次のとおりである。

ア 売店

営業時間 午前8時30分から午後6時30分まで

イ 書店

- ・営業時間 午前9時から午後6時まで
- ・一部書籍には割引がある。

3 兼職及び兼業の禁止等

司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない（司法修習生に関する規則2条）。この場合のほか、司法研修所長の許可を受けなければ、学業その他の業務に就くことができない（「司法修習生の規律等について」第7の2）。したがって、現に在職し、又は在学している者は、11月26日までに所要の手続をとる。

なお、司法修習生の兼業については、別添の司法研修所事務局長事務連絡「司法修習生の兼業について」も参照すること。

司法修習生として許可なく兼職又は兼業を行った場合には、非違行為として処分を受けることとなるので、注意する。

兼職、兼業等について疑義がある場合は、司法研修所事務局企画第二課調査係に照会する（電話番号048-460-2045）。

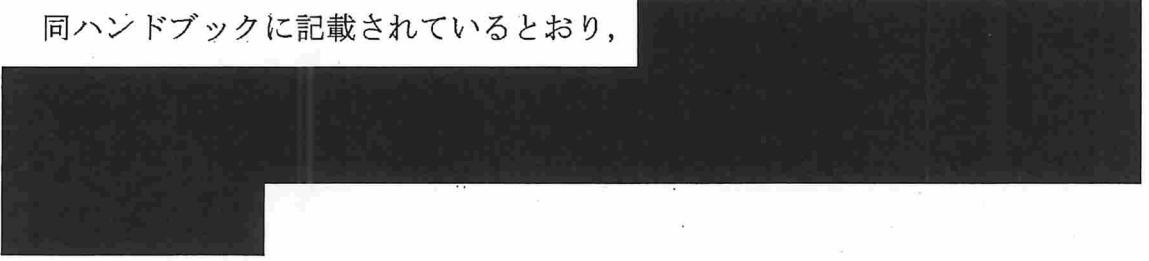
4 司法修習中のパソコン等の使用

司法修習中にパソコン等の機器の利用を予定している者は、司法修習関連の情報の管理にくれぐれも細心の注意を払い、司法研修所及び配属庁会における情報セキュリティ対策についての定めを厳守すること。

なお、導入修習及び集合修習中における電磁的情報の取扱いに関しては、平成29年11月27日付け司法研修所長通知「司法修習生が取り扱う導入修習及び

集合修習関連の情報等のセキュリティ対策について」が、裁判修習中における電磁的情報の取扱いに関しては、同年11月27日付け司法研修所長通知「司法修習生が取り扱う裁判修習関連の情報等のセキュリティ対策について」が、それぞれ定められており、別途送付する司法修習ハンドブックに掲載されている。熟読し内容をよく理解しておくこと。

同ハンドブックに記載されているとおり、



おつて、導入修習において私物パソコンを使用して導入修習関連の情報を取り扱うために必要な手続については、本日付け司法研修所事務局長事務連絡「司法修習生が取り扱う導入修習及び集合修習関連の情報等のセキュリティ対策について」が定められており、本事務連絡と同封して送付しているので、熟読しておくこと。

5 実務修習中の住居

実務修習中の住居につき、司法研修所や配属庁会ではあっせん等を行わないの で、あらかじめ各自で確保する。

6 その他留意事項

上記1の(1)記載のとおり、修習の日程は12月5日から開始となるが、11月27日から司法修習生としての身分を有することになるので、12月5日までの間も司法修習生としての自覚を持った行動を心掛ける（司法修習生としての規律等は、司法修習ハンドブック、修習生活へのオリエンテーション、「司法修習開始までの準備について」を参照する。）。

(別紙1)

第73期 修習日程

修習区分	A班		B班		
	修習期間	移動日	修習期間	移動日	
導入修習		1. 11. 27(水)～ 1. 12. 4(水)※8日		1. 11. 27(水)～ 1. 12. 4(水)※8日	
	開始日	1. 12. 5(木)	開始日	1. 12. 5(木)	
	終了日	1. 12. 25(水)	終了日	1. 12. 25(水)	
	実日数	15	実日数	15	
		1. 12. 26(木)～ 1. 12. 27(金)※2日		1. 12. 26(木)～ 1. 12. 27(金)※2日	
分野別実務修習	第1クール	開始日 終了日 実日数	2. 1. 6(月) 2. 3. 1(日) 37	開始日 終了日 実日数	2. 1. 6(月) 2. 3. 1(日) 37
	第2クール	開始日 終了日 実日数	2. 3. 2(月) 2. 4. 22(水) 37	開始日 終了日 実日数	2. 3. 2(月) 2. 4. 22(水) 37
	第3クール	開始日 終了日 実日数	2. 4. 23(木) 2. 6. 18(木) 37	開始日 終了日 実日数	2. 4. 23(木) 2. 6. 18(木) 37
	第4クール	開始日 終了日 実日数	2. 6. 19(金) 2. 8. 13(木) 37	開始日 終了日 実日数	2. 6. 19(金) 2. 8. 13(木) 37
選択型実務修習及び集合修習			2. 8. 14(金)～ 2. 8. 16(日)※3日		
		集合修習 開始日 終了日 実日数	2. 8. 17(月) 2. 9. 29(火) 30	選択型修習 開始日 終了日 実日数	2. 8. 14(金) 2. 9. 30(水) 32
			2. 9. 30(水)～ 2. 10. 4(日)※5日		2. 10. 1(木)～ 2. 10. 5(月)※5日
		選択型修習 開始日 終了日 実日数 自由研究日	2. 10. 5(月) 2. 11. 17(火) 31 2. 11. 18(水)	集合修習 開始日 終了日 実日数 自由研究日	2. 10. 6(火) 2. 11. 17(火) 30 2. 11. 18(水)

※ なお、A班の選択型実務修習及びB班の集合修習のカリキュラム終了後、5科目の筆記考試が行われる予定である。

第73期 導入修習日程予定表

月／日	曜	A班				B班						
12月5日	木	開始式		1限目(165分) (10:35~11:55, 12:45~14:10) 民事第1審手続の概説(講義) (民裁・民弁)	2限目(165分) (14:25~17:10) 民弁問題研究1(事案分析)	開始式		1限目(110分) (10:35~12:25) 刑裁講義(事前課題解説等)	2限目(110分) (13:15~15:05) 検察導入講義			
12月6日	金	B班昼食会 ①	事務連絡 教官	1限目(110分) (10:05~11:55) 刑裁講義(事前課題解説等)	2限目(110分) (12:55~14:45) 検察導入講義	3限目(110分) (16:00~16:50) 刑弁演習1(検査弁護)	(9:50~10:05)	1限目(165分) (10:05~11:55, 12:55~13:50) 民事第1審手続の概説(講義) (民裁・民弁)	2限目(165分) (14:05~16:50) 民弁問題研究1(事案分析)			
12月9日	月			1限目(180分) (9:50~12:50) 民裁即日起案	2限目(180分) (14:00~17:00) 検察即日起案	1限目(180分) (9:50~12:50) 民裁即日起案	(9:50~10:05)	2限目(180分) (14:00~17:00) 検察即日起案				
12月10日	火	1限目(180分) (9:50~12:50) 民弁問題研究2(即日起案)		2限目(180分) (14:00~17:00) 刑裁即日起案	1限目(180分) (9:50~12:50) 民弁問題研究2(即日起案)		(9:50~10:05)	2限目(180分) (14:00~17:00) 刑裁即日起案				
12月11日	水	A班昼食会 ①	事務連絡 教官	1限目(85分) (9:50~11:15) 民事総合1 (民裁・民弁)	2限目(85分) (11:30~12:10, 13:10~13:55) 刑事問題研究(勾留) (刑裁・検察・刑弁)	3限目(180分) (14:10~17:10) 刑弁即日起案	1限目(85分) (9:50~11:15) 刑事問題研究(勾留)	2限目(85分) (11:30~12:10, 13:10~13:55) 民事総合1 (民裁・民弁)	3限目(180分) (14:10~17:10) 刑弁即日起案			
12月12日	木			(9:50~12:20, 13:20~16:50) 検査演習 (検察)		1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民事総合2 (民裁・民弁)		2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁講義1(立証)				
12月13日	金	1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民弁講義1(立証)		2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁講義2(民事保全・民事執行①)	(9:50~12:20, 13:20~16:50) 検査演習 (検察)							
12月16日	月	1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民事総合2 (民裁・民弁)		2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁演習(和解条項)	(9:50~12:20, 13:20~16:50) 刑弁演習2(即日起案解説・否認事件)							
12月17日	火	(9:50~11:50, 12:50~16:50) 民裁即日起案解説				(9:50~12:20, 13:20~16:50) 刑裁即日起案・事前課題の解説						
12月18日	水	B班昼食会 ②	事務連絡 教官	1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民事事実認定の手法と留意点 (民裁)	2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁問題研究3(主張書面)	(9:50~11:50, 12:50~16:50) 刑事共通演習基礎(公判前整理手続) (刑裁・検察・刑弁)						
12月19日	木			(9:50~11:50, 12:50~16:50) 刑事共通演習基礎(公判前整理手続) (刑裁・検察・刑弁)		1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民弁講義2(民事保全・民事執行①)	2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁演習(和解条項)					
12月20日	金	(9:50~12:20, 13:20~16:50) 刑裁即日起案・事前課題の解説				(9:50~11:50, 12:50~16:50) 民裁即日起案解説						
12月23日	月	(9:50~12:20, 13:20~16:50) 刑弁演習2(即日起案解説・否認事件)				1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民事事実認定の手法と留意点 (民裁)	2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁問題研究3(主張書面)					
12月24日	火	1限目(170分) (9:50~12:00, 13:00~13:40) 裁判修習に向けて (民裁・刑裁)		2限目(170分) (14:00~16:50) 検察即日起案講評+検察官の心構え等	1限目(170分) (9:50~11:40, 12:40~13:40) 検察即日起案講評+検察官の心構え等	2限目(170分) (14:00~16:50) 裁判修習に向けて (民裁・刑裁)						
12月25日	水	1限目(50分) (9:50~10:40) 民弁講義2(民事保全・民事執行②)	2限目(80分) (10:50~12:10) 民弁講義3 (弁護士倫理・職責等)	3限目(140分) (13:10~15:30) 刑弁演習3(量刑事件)	4限目(70分) (15:50~17:00) 留意事項 事務局長	1限目(140分) (9:50~12:10) 刑弁演習3(量刑事件)	2限目(70分) (13:10~14:20) 留意事項 事務局長	3限目(50分) (14:40~15:30) 民弁講義2(民事保全・民事執行②)	4限目(80分) (15:40~17:00) 民弁講義3 (弁護士倫理・職責等)			

令和元年度(第73期)司法修習における実務修習順序について

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間	
		R2.1.6 1	R2.3.2 2	R2.4.23 3	R2.6.19 4		
		R2.3.1 1	R2.4.22 2	R2.6.18 3	R2.8.13 4		
東京	1班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	3班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
立川	1班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	3班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
横浜	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部		
	3班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	4班	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部		
さいたま	1班	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会		
	3班	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部		
	4班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁		
千葉	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	3班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
水戸	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	1班：R2.6.19(金)～R2.6.25(木)	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部	2班：R2.2.21(金)～R2.2.28(金)	
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会	3班：R2.6.12(金)～R2.6.18(木)	
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部		4班：裁判実務修習中に行う。	
宇都宮	1班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
	3班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁		
	4班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会		
前橋	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	1班：R2.6.12(金)～R2.6.18(木) 2班：R2.2.21(金)～R2.2.28(金) 3班：R2.4.16(木)～R2.4.22(木) 4班：R2.8.6(木)～R2.8.13(木)	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	3班	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部		
	4班	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部		
静岡	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	1班：R2.2.21(金)～R2.2.28(金) 2班：R2.3.2(月)～R2.3.6(金) 3班：R2.6.12(金)～R2.6.18(木) 4班：R2.6.19(金)～R2.6.25(木)	
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	3班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
甲府	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班						
	3班	検察庁	(裁)刑事部	(裁)民事部	弁護士会		
	4班		(裁)民事部	(裁)刑事部			

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間	
		R2.1.6 R2.3.1	R2.3.2 R2.4.22	R2.4.23 R2.6.18	R2.6.19 R2.8.13		
長野	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
新潟	1班	(裁)民事部	検察庁	弁護士会	(裁)刑事部	1班: R2.7.13 (月) ~ R2.7.17 (金)	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	検察庁	(裁)民事部	2班: R2.2.21 (金) ~ R2.2.28 (金)	
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会	3班: R2.6.12 (金) ~ R2.6.18 (木)	
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	(裁)民事部	検察庁	4班: R2.4.16 (木) ~ R2.4.22 (水)	
大阪	1班	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	3班	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部		
	4班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会		
京都	1班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	3班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
神戸	1班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	3班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	4班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会		
奈良	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	1, 2班: 裁判実務修習中 (第1クール) に行う。 3, 4班: 裁判実務修習中 (第3クール) に行う。	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
大津	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。 民事裁判実務修習中に家事3日程度 刑事裁判実務修習中に少年2日程度 *少年鑑別所の見学を2回実施 (2班合同)	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
和歌山	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
名古屋	1班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	3班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
津	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	3班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間	
		R2.1.6 R2.3.1	R2.3.2 R2.4.22	R2.4.23 R2.6.18	R2.6.19 R2.8.13		
岐 阜	1班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁		
	3班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部		
	4班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会		
福 井	1班	(裁) 刑事部	弁護士会	検察庁	(裁) 民事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会		
	3班						
	4班						
金 沢	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部		
	3班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会		
	4班		(裁) 刑事部	(裁) 民事部			
富 山	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部		
	3班	検察庁	(裁) 刑事部	(裁) 民事部	弁護士会		
	4班						
広 島	1班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会		
	3班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部		
	4班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁		
山 口	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部		
	3班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会		
	4班		(裁) 刑事部	(裁) 民事部			
岡 山	1班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	刑事裁判実務修習中に5日間行う。	
	2班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁		
	3班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部		
	4班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部		
鳥 取	1班	弁護士会	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	検察庁	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁) 刑事部	弁護士会	検察庁	(裁) 民事部		
	3班						
	4班						
松 江	1班	検察庁	(裁) 刑事部	(裁) 民事部	弁護士会	刑事裁判実務修習中に5日間行う。	
	2班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部		
	3班						
	4班						
福 岡	1班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部		
	3班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会		
	4班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部		

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間	
		R2.1.6 R2.3.1	R2.3.2 R2.4.22	R2.4.23 R2.6.18	R2.6.19 R2.8.13		
佐賀	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	1班: R2.6.19 (金) ~ R2.6.25 (木)	
	2班	検察庁	(裁)刑事部	(裁)民事部	弁護士会	2班: R2.4.16 (木) ~ R2.4.22 (水)	
	3班						
	4班						
長崎	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	1, 2班: 裁判実務修習中 (第1クール) に2日間 3, 4班: 裁判実務修習中 (第3クール) に2日間 (ほか、裁判実務修習中に傍聴、見学等を行う)	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
大分	1班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	裁判実務修習中を行う。	
	2班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会		
	3班	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部		
	4班	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部		
熊本	1班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	1班: R2.6.19 (金) ~ R2.6.25 (木)	
	2班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	2班: R2.4.16 (木) ~ R2.4.22 (水)	
	3班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	3班: R2.6.12 (金) ~ R2.6.18 (木)	
	4班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	4班: R2.2.21 (金) ~ R2.3.1 (日)	
鹿児島	1班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	刑事裁判実務修習中を行う。	
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	3班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
宮崎	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	民事裁判実務修習中を行う。	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
那覇	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	1班: R2.6.12 (金) ~ R2.6.18 (木)	
	2班	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	2班: R2.4.16 (木) ~ R2.4.22 (水)	
	3班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	3班: R2.2.21 (金) ~ R2.2.28 (金)	
	4班	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	4班: R2.8.5 (水) ~ R2.8.12 (水)	
仙台	1班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	刑事裁判実務修習中に5日間を行う。	
	2班	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部		
	3班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会		
	4班	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部		
福島	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	刑事裁判実務修習中に5日間を行う。	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
山形	1班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会	裁判実務修習中を行う。	
	2班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
	3班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部		
	4班						

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間	
		R2.1.6 R2.3.1	R2.3.2 R2.4.22	R2.4.23 R2.6.18	R2.6.19 R2.8.13		
盛岡	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	1班: R2.8.3(月)～R2.8.7(金)	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部	2班: R2.2.17(月)～R2.2.21(金)	
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会	3班: R2.6.8(月)～R2.6.12(金)	
	4班						
秋田	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	3班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
	4班						
青森	1班	(裁)刑事部	弁護士会	検察庁	(裁)民事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	3班						
	4班						
札幌	1班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	1班: 第3クールのうち5日間	
	2班	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	2班: 第4クールのうち5日間	
	3班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	3班: 第1クールのうち5日間	
	4班	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	4班: 第2クールのうち5日間	
函館	1班	(裁)刑事部	(裁)民事部	検察庁	刑事裁判実務修習中に行う。		
	2班	検察庁	(裁)刑事部	(裁)民事部			
	3班						
	4班						
旭川	1班	(裁)刑事部	弁護士会	検察庁	刑事裁判実務修習中に行う。		
	2班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部			
	3班						
	4班						
釧路	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	刑事裁判実務修習中に行う。		
	2班	検察庁	(裁)刑事部	(裁)民事部			
	3班						
	4班						
高松	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	3班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
徳島	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
高知	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
松山	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	1班: R2.2.25(火)～R2.6.15(月)～R2.6.18(木)	
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	2班: R2.4.16(木)～R2.8.7(金)～R2.8.13(木)	
	3班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	3班: R2.2.21(金)～R2.2.25(火)～R2.2.28(金)	
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	4班: R2.4.17(金)～R2.4.22(水)	

(別紙4)

令和元年度（第73期）分野別実務修習の開始日等について

○ 実務修習地、修習班によって開始日、集合時刻が異なるので、注意すること。

○ 開始日に全員が持参する物は、以下のとおりである。

- ①印鑑(スタンプ式不可)、②筆記用具、③六法、④司法修習ハンドブック、
⑤修習生活へのオリエンテーション、⑥実務修習結果簿

開始日には、これらの持参物及び各実務修習地が指定する教材等(下表のとおり)を持参する。

実務修習地	開始日・集合時刻等（令和2年）	開始日に持参する教材等
東京	<p>1班、3班</p> <p>1月7日（火）午前9時45分（受付開始午前9時30分） 東京高等・地方裁判所大会議室（18階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)</p> <p>2班</p> <p>1月7日（火）午前9時20分 東京地方検察庁総務部司法修習課（九段合同庁舎 5階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)</p> <p>4班</p> <p>東京弁護士会配属の者 1月6日（月）午前9時30分 弁護士会館（5階502会議室）</p> <p>第一東京弁護士会配属の者 1月6日（月）午前9時50分 弁護士会館（12階1207会議室）</p> <p>第二東京弁護士会配属の者 1月6日（月）午前10時30分 弁護士会館（10階1002会議室）</p>	<p>【1班】なし 【2班】検察講義案（六法については、判例・解説付きは不可） 【3班】なし 【4班】持参物がある場合は、別途、配属会から連絡がある。</p>
立川	1月7日（火）午前9時30分 東京地方裁判所立川支部 大会議室（6階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	<p>【1班】司研から送付された事前配布資料一式（各自の第1クール配属先に関するもの） 【2班】検察講義案（六法については、判例・解説付きは不可） 【3班】司研から送付された事前配布資料一式（各自の第1クール配属先に関するもの） 【4班】持参物がある場合は、別途、配属会から連絡がある。</p>
横浜	<p>1班</p> <p>1月7日（火）午前9時50分 横浜地方裁判所 第1会議室（9階）</p> <p>2班</p> <p>1月7日（火）午前9時15分 横浜地方検察庁 総務部企画調査課教養係（本館4階）</p> <p>3班</p> <p>1月7日（火）午前9時50分 横浜地方裁判所 中会議室（10階）</p> <p>4班</p> <p>1月7日（火）午前10時30分 神奈川県弁護士会 大会議室（4階）</p> <p>（全員に共通） ※1月6日（月）は自由研究日である。</p>	<p>【1班】司研から送付された教材のうち民事裁判にかかる教材 【2班】検察講義案、検察終局処分起案の考え方 【3班】プラクティス刑事裁判、プロシーディングス刑事裁判、刑事事実認定ガイド 【4班】なし</p> <p>【1班、3班】司法修習生バッジ</p> <p>【2班】司法修習生バッジ</p>
さいたま	1月7日（火）午前9時50分 さいたま地方裁判所 大会議室（C棟5階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	なし
千葉	1月7日（火）午前9時30分 千葉地方裁判所 大会議室（新館10階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	<p>【1班】司研から事前配布された民事裁判資料一式 【2班】司研から事前配布された「終局処分起案の考え方」及び「検察講義案」 【3班】司研から事前配布された刑事裁判資料一式 【4班】なし</p>

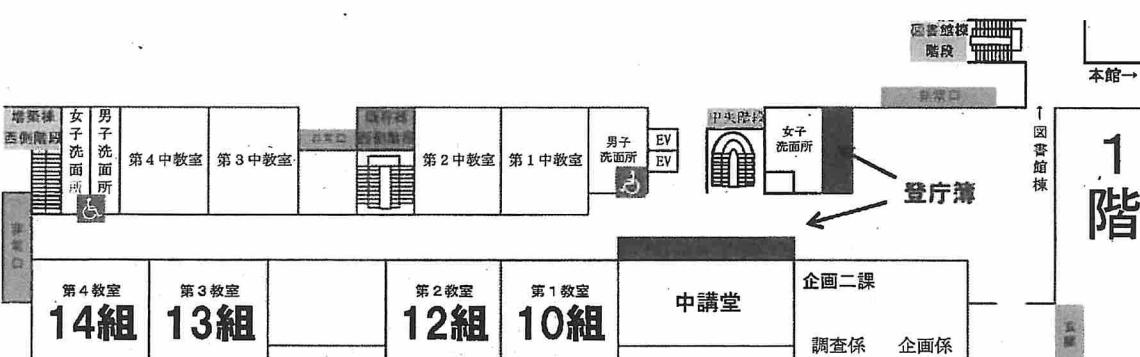
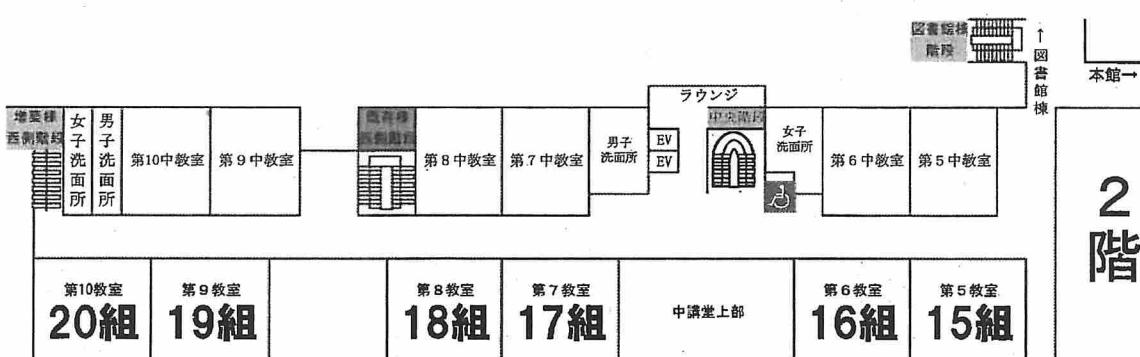
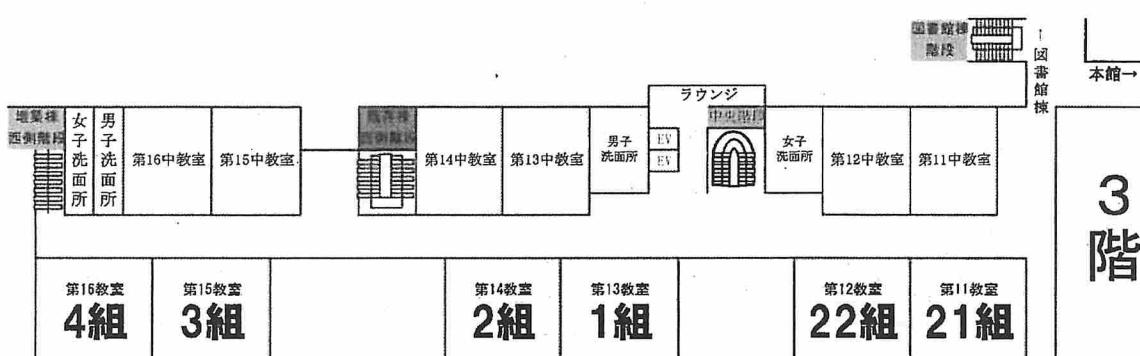
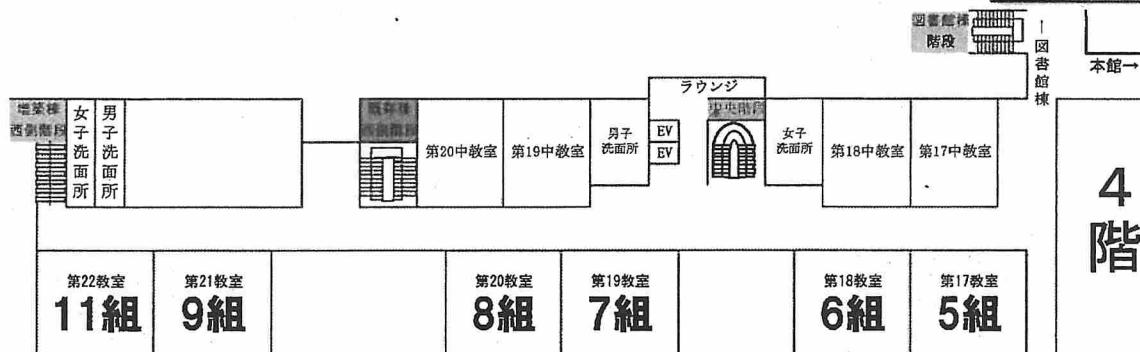
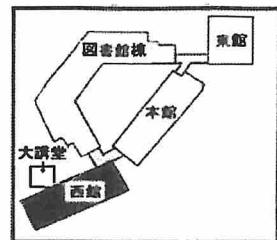
実務修習地	開始日・集合時刻等 (令和2年)	開始日に持参する教材等
水 戸	1班, 2班 1月7日(火)午前9時00分 水戸地方裁判所 事務局総務課(本館4階)	【1班】なし 【2班】「刑事判決書起案の手引」及び「プラクティス刑事裁判」 【3班, 4班】「検察講義案」
	3班, 4班 1月7日(火)午前9時00分 水戸地方検察庁 事務局企画調査課(3階)	
	(全員に共通) ※1月6日(月)は自由研究日である。	
	1月7日(火)午前10時00分 宇都宮地方裁判所 大会議室(本館4階) (※1月6日(月)は自由研究日である。)	なし
	1月7日(火)午前9時00分 前橋地方裁判所 小会議室(本館5階) (※1月6日(月)は自由研究日である。)	【2班】司研から配布された、刑事裁判、検察、刑事弁護の教材一式 【1班, 3班, 4班】なし
静 岡	1月7日(火)午前9時30分 静岡地方裁判所 第1会議室(3階) (※1月6日(月)は自由研究日である。)	【全員に共通】転居先の住民票の写し(マイナンバーの記載がないもの)(※ただし、実務修習参加に伴い転居しない者は提出不要)
甲 府	1月7日(火)午前9時00分 甲府地方裁判所 事務局総務課(6階) (※1月6日(月)は自由研究日である。)	なし
長 野	1月7日(火)午前9時30分 長野地方裁判所 事務局総務課(5階) (※1月6日(月)は自由研究日である。)	なし
新 潟	1月7日(火)午前9時00分 新潟地方裁判所 大会議室(1号館4階) (※1月6日(月)は自由研究日である。)	【全員に共通】配布資料等を入れる袋等
大 阪	2班, 4班 1月7日(火)午前9時20分 大阪地方裁判所 大会議室(本館2階)	【2班, 4班】なし 【3班】検察講義案、検察終局処分起案の考え方 【1班】別途、修習開始までに通知する。
	3班 1月7日(火)午前9時15分 大阪地方検察庁 司法修習生室(9階)	
	1班 1月7日(火)午前9時30分 大阪弁護士会館 1001・1002会議室(10階)	
	(全員に共通) ※1月6日(月)は自由研究日である。	
	2班, 3班 1月7日(火)午前9時10分 京都地方裁判所 大会議室(5階)	
京 都	4班 1月7日(火)午前9時00分 京都地方検察庁 司法修習生室(別館1階)	【1班, 3班】なし 【2班】プラクティス刑事裁判本冊及び別冊 【4班】検察教材一式
	1班 1月7日(火)午前9時30分 京都弁護士会館 大ホール(地階)	
	(全員に共通) ※1月6日(月)は自由研究日である。	
	1月7日(火)午前9時20分 神戸地方裁判所 第1会議室(5階) (※1月6日(月)は自由研究日である。)	
神 戸	1月7日(火)午前9時00分 奈良地方裁判所 事務局総務課(4階) (※1月6日(月)は自由研究日である。)	【全員に共通】司法修習生バッジ又は身分証明書 [REDACTED]
奈 良	1月7日(火)午前9時00分 大津地方裁判所 大会議室(1階) (※1月6日(月)は自由研究日である。)	なし
大 津	1月6日(月)午前8時50分 和歌山地方裁判所 事務局総務課(6階)	なし
和 歌 山		なし

実務修習地	開始日・集合時刻等（令和2年）	開始日に持参する教材等
名古屋	1月7日（火）午前9時20分 名古屋地方裁判所 大会議室（事務棟12階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	【1班, 2班, 4班】なし 【3班】六法, プラクティス刑事裁判及び同（別冊）
津	1月7日（火）午前9時00分 津地方裁判所 事務局総務課（A館3階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	なし
岐阜	1月7日（火）午前9時00分 岐阜地方裁判所 事務局総務課（6階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	なし
福井	1月7日（火）午前9時00分 福井地方裁判所 事務局総務課（3階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	【1班, 3班, 4班】なし 【2班】検察講義案及び終局処分の考え方（改訂版）
金沢	1月7日（火）午前9時00分 金沢地方裁判所 事務局総務課（3階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	なし
富山	1月7日（火）午前9時00分 富山地方裁判所 事務局総務課（3階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	なし
広島	1月7日（火）午前9時30分 広島地方裁判所 大会議室（南棟3階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	【全員に共通】司法修習生バッジ [REDACTED]
山口	1月7日（火）午前9時00分 山口地方裁判所 事務局総務課（3階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	なし
岡山	1月6日（月）午前9時00分 岡山地方裁判所 大会議室（6階）	【全員に共通】実務修習日程表（岡山地方裁判所・岡山地方検察庁・岡山弁護士会）及び連絡先届
鳥取	1月7日（火）午前8時40分 鳥取地方裁判所 事務局総務課（3階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	なし
松江	1月7日（火）午前8時30分 松江地方裁判所 事務局総務課（4階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	なし
福岡	1月7日（火）午前9時20分 福岡地方裁判所 1201号会議室（12階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	【全員に共通】司法修習生バッジまたは身分証明書 [REDACTED]
佐賀	1月7日（火）午前9時30分 佐賀地方裁判所 事務局総務課（2階24番） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	なし
長崎	1月7日（火）午前9時20分 長崎地方裁判所 事務局総務課（本館5階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	なし
大分	1班, 2班 1月7日（火）午前9時20分 大分地方裁判所 大会議室（南棟3階）	なし
	3班 1月7日（火）午前9時00分 大分県弁護士会館 会議室（2階）	
	4班 1月7日（火）午前8時50分 大分地方検察庁 企画調査課（9階）	
	(全員に共通) ※1月6日（月）は自由研究日である。	
	1月7日（火）午前9時00分 熊本地方裁判所 事務局総務課（5階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	なし
鹿児島	1月7日（火）午後1時00分 鹿児島地方裁判所 事務局総務課（6階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	なし
宮崎	1月7日（火）午前9時00分 宮崎地方裁判所 中会議室（南棟4階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	なし
那覇	1月7日（火）午前9時00分 那覇地方裁判所 事務局総務課（2階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	なし

実務修習地	開始日・集合時刻等（令和2年）	開始日に持参する教材等
仙 台	1月7日（火）午前9時00分 仙台地方裁判所 第5会議室（5階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	【全員に共通】司法修習生バッジを着用して登庁すること。 [REDACTED]
福 島	1月7日（火）午前9時00分 福島地方裁判所 事務局総務課（5階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	なし
山 形	1月7日（火）午前9時00分 山形地方裁判所 事務局総務課（5階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	なし
盛 岡	1月7日（火）午前9時00分 盛岡地方裁判所 事務局総務課（6階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	【全員に共通】検察講義案、検察終局処分起案の考え方
秋 田	1班 1月7日（火）午前9時00分 秋田地方裁判所 第2小会議室（1階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	【1班】なし 【2班、3班】検察講義案、検察終局処分起案の考え方
	2班、3班 1月7日（火）午前9時00分 秋田地方検察庁 企画調査課（5階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	
青 森	1月7日（火）午前9時00分 青森地方裁判所 事務局総務課（5階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	なし
札 帽	1班、3班 1月7日（火）午前9時15分 札幌地方裁判所 事務局人事課（札幌高・地裁庁舎本館4階）	【全員に共通】司法修習生バッジ [REDACTED]
	2班 1月7日（火）午前9時15分 各配属先弁護士事務所	
	4班 1月7日（火）午前9時15分 札幌地方検察庁 司法修習生実務修習室（札幌第三合同庁舎13階北側） (全員に共通) ※1月6日（月）は自由研究日である。	
	1月7日（火）午前9時00分 函館地方裁判所 事務局総務課（5階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	
旭 川	1月8日（水）午前9時00分 旭川地方裁判所 事務局総務課（A棟3階） (※1月6日（月）及び7日（火）は自由研究日である。)	なし
釧 路	1月7日（火）午前9時00分 釧路地方裁判所 事務局総務課（5階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	【全員に共通】転居先の住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの）
高 松	1月7日（火）午前9時00分 高松地方裁判所 事務局総務課（4階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	なし
徳 島	1月7日（火）午前9時30分 徳島地方裁判所 事務局総務課（6階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	なし
高 知	1月7日（火）午前9時00分 高知地方裁判所 事務局総務課（6階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	なし
松 山	1月7日（火）午前9時00分 松山地方裁判所 事務局総務課（5階） (※1月6日（月）は自由研究日である。)	なし

西館教室案内図

司研全体圖



(別紙6)

持参教材等

A班

1 民事第1審手続の概説（講義）

- (1) 第4版民事訴訟第一審手続の解説
- (2) 同 別冊記録

2 民弁問題研究1（事案分析）

- (1) 「司法修習開始までの準備について」

※ 使用部分は、別紙第3-2（第73期導入 民事弁護修習カリキュラムの概要）。

- (2) 8訂民事弁護の手引（増訂版）
- (3) 7訂民事弁護における立証活動（増補版）

B班

1 刑裁講義（事前課題解説等）

- (1) 「司法修習開始までの準備について」

※ 使用部分は、別紙第4-2（刑事裁判事前課題）。

- (2) 刑事事前課題に関する起案写し、メモ、手控え等
- (3) プラクティス刑事裁判（別冊を含む）
- (4) 刑事事実認定ガイド

2 檢察導入講義

- (1) 第73期司法修習 檢察導入修習講義 参考事例
- (2) 檢察事前課題に関する起案写し、メモ、手控え等
- (3) 平成30年版検察講義案
- (4) 檢察 終局処分起案の考え方（令和元年版）
- (5) 檢察演習問題（再訂版）

3 刑弁演習1（捜査弁護）

- (1) 刑事弁護の手引き
- (2) 接見交通権マニュアル

- (3) ハンドブック ー身体拘束からの解放ー
- (4) 被疑者ノート
- (5) 取調べ対応・弁護実践マニュアル